

# 公 告

## 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和2年1月7日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ピアゴ穂積店  
瑞穂市馬場春雨町1丁目32番地 外3筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
有限会社キャプション  
代表取締役 平野 隆昭  
岐阜市長良海用町1丁目10番地